

別表（第2条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備事業(入院医療機関設備整備)											
補助事業の目的	県が確保した、新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関において、入院医療患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資機材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資機材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図る。											
補助事業の対象となる者	新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関											
補助事業の対象となる経費	<p>新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関の初度設備を購入するために必要な次の（１）～（７）に係る経費（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱による）</p> <p>（１）新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費 （２）人工呼吸器及び付帯する備品 （３）個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) （４）簡易陰圧装置 （５）簡易ベッド （６）体外式膜型人工肺及び付帯する備品 （７）簡易病室及び付帯する備品</p>											
補助率	10 / 10											
補助金の額	<p>補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（１）下表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 （２）（１）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <table border="1" data-bbox="459 1346 1423 1921"> <thead> <tr> <th>1 区 分</th> <th>2 基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関</td> <td>（１）初度設備費 1床当たり 133,000円</td> </tr> <tr> <td>（２）人工呼吸器及び付帯する備品 @5,000,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</td> </tr> <tr> <td>（３）個人防護具 @3,600円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分</td> </tr> <tr> <td>（４）簡易陰圧装置 @4,320,000円×厚生労働大臣が必要と認めた病床数</td> </tr> <tr> <td>（５）簡易ベッド @51,400円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</td> </tr> <tr> <td>（６）体外式膜型人工肺及び付帯する備品 @21,000,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</td> </tr> <tr> <td>（７）簡易病室及び付帯する備品 実費相当額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、予算の範囲内で知事の認めた額</p>		1 区 分	2 基 準 額	新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関	（１）初度設備費 1床当たり 133,000円	（２）人工呼吸器及び付帯する備品 @5,000,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数	（３）個人防護具 @3,600円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分	（４）簡易陰圧装置 @4,320,000円×厚生労働大臣が必要と認めた病床数	（５）簡易ベッド @51,400円×厚生労働大臣が必要と認めた台数	（６）体外式膜型人工肺及び付帯する備品 @21,000,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数	（７）簡易病室及び付帯する備品 実費相当額
1 区 分	2 基 準 額											
新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関	（１）初度設備費 1床当たり 133,000円											
	（２）人工呼吸器及び付帯する備品 @5,000,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数											
	（３）個人防護具 @3,600円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分											
	（４）簡易陰圧装置 @4,320,000円×厚生労働大臣が必要と認めた病床数											
	（５）簡易ベッド @51,400円×厚生労働大臣が必要と認めた台数											
	（６）体外式膜型人工肺及び付帯する備品 @21,000,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数											
	（７）簡易病室及び付帯する備品 実費相当額											
適用除外する条項	—											
その他の事項	令和4年4月1日以降に実施したものに限る。											

別に定める事項

関係書類	内 容
第3条	(添付書類) 1 所要額調書(別紙(1)) 2 所要額明細書(別紙(2)) 3 見積書の写し等
	(指定期日) 別に指定する日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさないもの
	(添付書類) 第3条の申請書の添付書類に準じる。
	(指定期日) 別に指定する日
第9条第1項	(報告事項等) —
第11条	(添付書類) 1 精算書(別紙(3)) 2 実績額明細書(別紙(4)) 3 支出明細書(別紙(5))又は領収書の写し、機器設置後の写真等
	(指定期日) 事業完了後30日以内又は事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) 備品を購入した場合、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)による。